参考資料

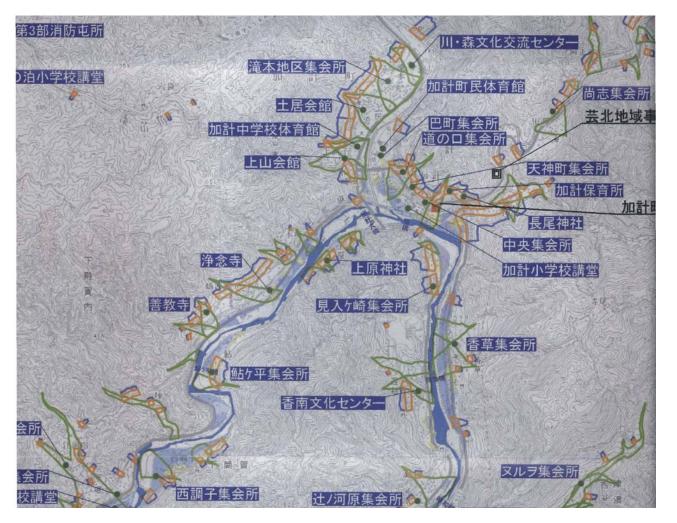
洪水等ハザードマップの作成の推進等に関する行政評価・監視

平成18年3月31日中国四国管区行政評価局

# I マップの記載内容の調査結果

事例1:マップの縮尺が小さく、浸水範囲、浸水深が判別しにくい

(広島県 安芸太田町のマップ(実物大)の一部)

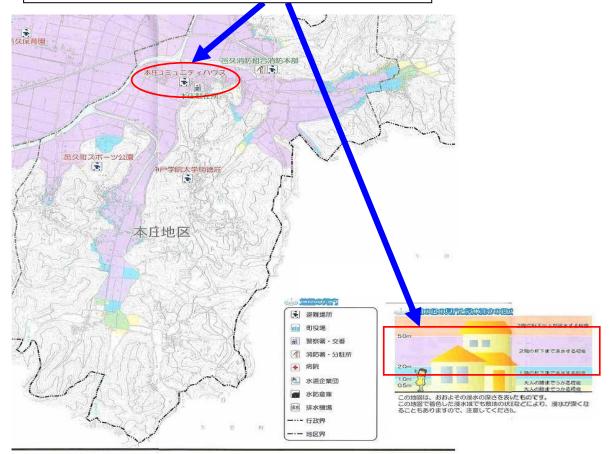




### 事例2:想定される浸水深に達したときに水没するおそれがある建物を避難場所として記載

(岡山県 瀬戸内市(旧邑久町)の例)

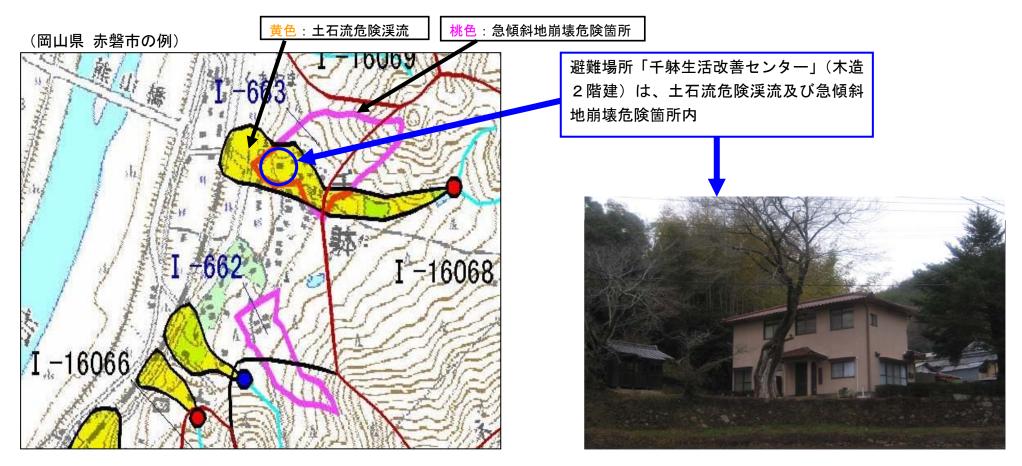
避難場所「本庄コミュニティハウス」は想定浸水深が 2~5m



避難場所「本庄コミュニティハウス」は平 屋建て



事例3:土砂災害警戒区域内等にある建物を避難場所として記載



土 砂 災 害 警 戒 区 域 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第6条に基づき、土石流、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の基準に該当するとして都道府県知事が指定した区域

土 石 流 危 険 渓 流: 土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家(公共施設等を含む)に被害を生ずるおそれがある渓流

急傾斜地崩壊危険筒所: 傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が5戸以上(公

共施設等を含む)ある箇所

## 事例4:避難場所の所在地又は電話番号が記載されていない

#### (山口県 防府市の例)



# 事例5:浸水範囲、浸水深が浸水想定区域図と異なっている

### (山口県 防府市の例)

